

# 令和6年度 市・府民税 申告について

令和6年度の市・府民税申告書を送付しますので、申告が必要な方は必ず期限内に申告してください。⇒申告書の提出方法については裏面をご覧ください。

**令和6年度申告分から申告会場での市・府民税申告（2月16日（金）から3月15日（金）までの期間）は事前予約制となりました。スマホ・パソコンによるインターネット予約または電話予約にご協力ください。詳しくは、同封の『申告期間及び申告受付場所の案内について』をご覧ください。**

※郵送での申告にご協力をお願いします。（郵送の場合は、予約不要です。）

## 市・府民税の申告をする必要がある人とは？

スタートからはじめて、「はい」「いいえ」の矢印にそって進んでください。

**スタート**

令和6年1月1日現在の住所は枚方市ですか？

いいえ → 令和6年1月1日現在の住所の市区町村で申告してください。  
※住民票が枚方市にある方で他市又は海外に居住している場合はご連絡ください。

はい → 令和5年中に収入はありましたか？  
(雇用保険の失業等給付・障害年金・遺族年金・児童手当など非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください)

いいえ → 令和5年中に収入がなかった方・非課税所得のみの方は、申告の必要はありません。ただし、枚方市の福祉・医療関係サービス（国民健康保険、国民年金、介護保険、保育所など）や給付措置などで、市・府民税の課税状況を使用する場合は、市・府民税の申告をお願いします。申告書表面上部の『個人番号』『住所』『氏名』『生年月日』『電話番号』『無収入申告チェック欄』にご記入の上、提出をお願いします。

市・府民税の申告は不要です。

はい → 税務署に所得税の確定申告書※を提出しますか？

いいえ → ※公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告書の提出は不要です。（ただし、所得税の還付を受けられる場合は税務署で確定申告をしてください。）  
⇒枚方市ホームページの[\[住民税試算システム\]](#)で還付の対象になるか判定できます。

## 令和5年中（1月1日～12月31日）の収入の種類はなんですか？

給与	公的年金等 (遺族年金・障害年金除く)	営業、不動産、 個人年金など
<p>通常は申告不要です 勤務先から枚方市に給与支払報告書が提出されます。</p> <p>ただし、以下の方は申告が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年末調整をしておらず、申告できていない控除のある方</li> <li>▶ 給与以外に営業、不動産などの収入があった方</li> </ul> <p>※勤務先から枚方市に給与支払報告書が提出されなかった場合は、源泉徴収票等を添付して申告する必要があります。</p>	<p>通常は申告不要です 日本年金機構などから枚方市に年金支払報告書（源泉徴収票と同じもの）が提出されます。</p> <p>ただし、以下の方は申告が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年金の源泉徴収票の記載内容に変更がある方（配偶者の有無、扶養人数など）</li> <li>▶ 医療費控除や生命保険料控除など追加する控除がある方</li> <li>▶ 公的年金以外に営業、不動産などの収入があった方</li> </ul> <p>公的年金以外の収入が無く、年金の源泉徴収票の記載内容に変更のない方で、医療費控除や生命保険料控除など追加する控除もない方は、申告の必要はありません。</p>	<p>申告が必要で 帳簿や領収書・証明書などを元に申告してください。</p>

## 市・府民税の申告の際に添付・提示する書類

申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付するか又は提示しなければなりません。

また、個人番号（マイナンバー）の記入については、同封の『市・府民税申告書への個人番号（マイナンバー）記入について』をご確認の上、本人確認書類（番号確認及び身元確認書類）の提示が必要となります。郵送の場合は、写しを添付してください。

### 「1 収入金額等」の申告に必要な書類

所得の種類	添付又は提示する書類	チェック欄	原本の提示の有無
給与	給与所得の源泉徴収票 ※源泉徴収票が無ければ給与明細書など	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
公的年金等雑所得	公的年金等の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>	
配当や株式等の譲渡	上場株式等に係る配当所得等について、申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた支払通知書や特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
上記以外すべての所得	収入金額や必要経費がわかる書類、記帳帳簿等（※1）	<input type="checkbox"/>	コピーでも可

（※1）事業所得、不動産所得又は山林所得がある方へ

平成26年1月から個人事業を営む全ての白色申告者に記帳義務・記録保存義務が課せられました。

### 「3 所得から差し引かれる金額」を記入した方

控除の種類	添付又は提示する書類	チェック欄	原本の提示の有無
雑損控除	災害等に関連して被害の内容や盗難等で損害を受けた金額がわかる書類や領収書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※
医療費控除	通常の医療費控除…医療費控除の明細書・医療費通知 セルフメディケーション税制…セルフメディケーション税制の明細書 ※いずれの医療費控除も医療費の領収書の提出は不要です。	<input type="checkbox"/>	明細書は原本を提出（領収書は不要）
社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の控除証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※
	国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、任意継続保険料など社会保険料を支払ったことがわかる資料	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※
生命保険料控除	支払額などの控除証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※
地震保険料控除	支払額などの控除証明書	<input type="checkbox"/>	原本を提示※
寄附金税額控除	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証等	<input type="checkbox"/>	原本を提示※
勤労学生控除	学生証又は学校などから交付を受けた証明書	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
障害者控除	障害者手帳など障害の程度がわかる書類	<input type="checkbox"/>	コピーでも可
日本国外に居住する親族に係る扶養控除	親族関係書類及び送金関係書類（※2） （これらの書類が外国語で作成されている場合は、その翻訳文）	<input type="checkbox"/>	コピーでも可

※窓口で職員の確認を受けた書類はお返しします。それ以外は提出となります。

（※2）30歳以上70歳未満の国外居住扶養親族については、追加の書類が必要です。（同封の市・府民税の主な税制改正について参照）

## 市・府民税の申告書の提出方法について

※郵送での申告にご協力をお願いします。

★特に以下の方は郵送での提出をお願いします。

●令和5年中に収入がなかった方・非課税所得（雇用保険・障害年金・遺族年金・児童手当など）のみの方

●枚方市ホームページで市・府民税申告書を作成された方 ※添付書類を必ず同封してください。

上記以外の方で収入が給与や公的年金のみで、かつ、市・府民税申告書を全てご自身で記入済みの方が郵送で申告する場合、記入漏れや資料の添付漏れがないようにお願いします。

郵送で申告される場合、証明書類の添付がない場合や、記入内容に不備がある場合は所得控除等が適用できませんのでご注意ください。

【注意】郵送で提出された添付書類は原則としてお返ししていません。返却を希望される場合は必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

★窓口で提出される場合は、市・府民税申告会場（別紙参照）の受付に申告書と添付書類を持参してください。

●枚方市ホームページの住民税試算システムで作成していただいた申告書等、申告書が全て記入され、必要書類が全て添付されている方については申告書と添付書類の提出のみで申告できます。提出を希望される場合は係員に提出のみの旨をお伝えください。ただし、記載内容や添付書類の確認を希望される場合は、事前予約が必要となります。

申告に関するお問合せ・申告書の郵送はこちら

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所 市民税課

TEL072-841-1221（代表）

TEL072-841-1353（直通） FAX072-841-3039



枚方市 ひこぼしくん